

**(関連分野)**

観光振興・地場産業

**(事業の名称)**

地域文化財や歴史的まちなみを活用したまちづくりを行う事業

**(関係省庁名)**

文化庁

**事業の概要**

**(事業内容)**

平成 20 年 11 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が施行され、「まちづくり行政」と「文化財保護行政」の連携により、「歴史的風致」を維持・向上する取組みが全国において進められている。

本事業は、NPO 等の組織を活用し、特にソフトの面からの取組を進めることで、「地域の文化財」や「歴史的まちなみ」を活用したまちづくりの促進を図るものである。

具体的には、以下のような例が考えられる。

○文化財に親しむ機会の拡大を図る取組み

- ・ 文化財の展示・公開に係る説明ガイドの配置による文化財への理解の増進
- ・ 清掃等による文化財の維持・管理の推進
- ・ 文化財の建造物そのものを見せる公開に加え、建造物の中で芸術作品の展示やコンサートの促進
- ・ 子どもたちに地域の伝統行事や民俗芸能などの伝統文化を体験させるための機会を確保する取組や、全国の公私立の美術館・歴史博物館で、子どもたちを対象としたプログラムの開発を支援する取組みなどの推進

○取組を支える人材の確保に向けた取組み

- ・ 文化財の修復及び修復に必要な材料を製作する人材の確保に向けた取組み
- ・ 一般の人々に対して文化財の価値を分かりやすく伝え、文化財と人々をつなぐ人材の確保に向けた取組み
- ・ 文化財保護にかかわる人々の活動を組み合わせ、総合的に展開していくためのコーディネート機能を担う人材の確保に向けた取組み

**(必要な人数・雇用数等)**

望ましい雇用数については、行う事業の内容により様々なため設定できない。

**(委託費水準)**

雇用を行う人材や事業の規模に応じて、都道府県、市町村が設定

**(留意点)**

国において行っている国庫補助事業の看板の掛け替えとして実施することは不可。ただし、国庫補助事業に加えて外部人材を活用した文化活動を展開することは可能。

**(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)**

制度改正を要する事項は特に存在しない。

**(期待される効果)**

定性的効果：地域の一人一人が、文化財を地域においては国民共有の財産と認め、共に保護を図っていこうとする思いが強まるとともに、地域の文化財等の魅力を分かりやすく伝えることなどにより、地域の活性化につながるものである。

**(先行事例)**

各地において、同様の取組みは進められている。

**(期間後の取扱い)**

地域密着型NPO等に参加するなどして、地域の有為な人材として引き続き雇用されることを視野に入れた雇用であれば望ましい。

**(関係省庁担当者連絡先)**

文化庁文化財部伝統文化課 係長 田中

電話番号：03-6734-2415 / ファックス：03-6734-3820